

別表第3（第3条関係）

公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 経路	<p>公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他これらに類する施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動円滑化された経路」という。）をプラットホーム等（プラットホームその他の旅客の乗降場所をいう。以下同じ。）ごとに1以上設けること。</p> <p>(1) 床面に高低差がある場合は、(2)に定める構造の傾斜路又は(3)に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した次に定める構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。</p> <p>ア 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>エ 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>オ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>キ 有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ク 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めを設けること。</p> <p>ケ エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>(2) 経路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、階段を併設した場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 傾斜路の勾配は、15分の1以下とすること。ただし、高低差が20センチメートル未満の場合又は屋内の場合は、12分の1以下とすることができる。</p> <p>ウ 高低差が60センチメートルを超える場合は、60センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 高低差が16センチメートルを超える場合は、手すりを設けること。</p> <p>オ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>カ 表面は、滑りにくい仕上げとし、踊場及び通路との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事により、その存在を容易に識別しやすいものとする事。</p> <p>(3) 経路に設けるエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠は、間口140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造の籠（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）を設ける場合は、この限りで</p>

	<p>ない。</p> <p>ウ 籠の床面は、車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。</p> <p>オ 籠内には、籠が停止した階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>カ 籠内には、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>キ 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>ク 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に操作盤を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、1以上には、インターホン（籠内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。）を設けること。</p> <p>ケ 籠内及び乗降ロビーの制御装置の操作の表示及び階の表示を点字その他の方法により行うこと。</p> <p>コ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。</p> <p>サ 乗降ロビーには、停止する籠の昇降方向を音声等により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>シ 戸の開扉時間を延長する機能を有していること。</p> <p>ス 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。</p> <p>(4) 経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、有効幅員は90センチメートル以上とし、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>ウ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 照明設備を設けること。</p> <p>(5) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>ア (2)に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路</p> <p>イ 5に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路</p> <p>ウ (3)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路</p> <p>エ 2に定める構造の券売機に近接する通路</p> <p>オ 3の(2)に定める構造の改札口に近接する通路</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路</p> <p>キ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p>
2 券売機	<p>券売機を設ける場合は、次に定める構造の券売機を1以上設けること。</p> <p>(1) 券売機の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。</p> <p>(2) 券売機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>

3 改札口	<p>(1) 1以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 イ 移動円滑化された経路に近接すること。 ウ 車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。 エ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 <p>(2) 1以上の改札口は、移動円滑化された経路に近接して設置し、かつ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>(3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、分かりやすい方法で表示すること。</p>
4 便所	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める構造の車椅子使用者を始めとする全ての利用者が円滑に利用できる便房（以下「多機能便房」という。）を有する便所（以下「多機能トイレ」という。）とし、全てのプラットホーム等と移動円滑化された経路で接続すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 便所及び多機能便房の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 便所及び多機能便房の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 ウ 多機能便房の幅及び奥行きの内法（のり）は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。 エ 便所及び多機能便房の出入口には、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。 オ 多機能便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。 カ 多機能便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。 キ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 ク 多機能便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。 ケ 多機能便房内に荷物台を設置するよう努めること。 コ 多機能トイレは、外部出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。 サ 出入口には、多機能トイレである旨を表示すること。 シ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）等とすること。 ス 1以上の便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。 <p>(2) 多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 便所及び1以上の便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。 イ 便所及び便房の出入口には、車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に通過できる構造とすること。 ウ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 エ 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。 オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けるこ

	と。 カ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）等とすること。
5 階段	段を設ける場合は、150センチメートル以上で利用者が安全かつ円滑に利用できる有効幅員（当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）を確保し、次に定める構造とすること。 （1）主たる階段は、回り階段としないこと。 （2）手すりを設けること。 （3）表面は、滑りにくい仕上げとすること。 （4）踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事により、段を容易に識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 （5）照明設備を設けること。
6 エスカレーター	1の（1）ただし書に規定する場合以外の場合にエスカレーターを設ける場合は、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。
7 プラットホーム等	プラットホーム等は、次に定める構造とすること。 （1）床面は、滑りにくい仕上げとすること。 （2）発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けること。 （3）（2）のプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。 （4）プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。 （5）高齢者、障害者等が公共車両等に円滑に乗降できる構造とすること。 （6）上屋を設けるよう努めること。 （7）利用者の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。 （8）列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 （9）照明設備を設けること。
8 カウンター及び記載台	1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。この場合においては、当該設備を保有している旨をその付近に表示すること。 （1）高さは、75センチメートル程度とすること。 （2）下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。 （3）聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。
9 公衆電話機及び公衆電話台	公衆電話機及び公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の公衆電話機及び公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。 （1）公衆電話機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 （2）公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。
10 案内標示	1の（2）に定める構造の傾斜路、1の（3）に定める構造のエレベーターその他の昇降機又は4に定める構造の便所を設ける場合は、案内標示（各施設の配

置を表示した案内板等の案内設備及び各施設があることを示す標識をいう。)を次のように設け、かつ、公共車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 案内設備は、次に定める構造とすること。ただし、各施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

ア 高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすいものとする。

イ 音、点字その他の方法による表示を行うこと。

ウ 標識を設けること。

(2) 標識は、各施設の付近であって、高齢者、障害者等が見やすい位置に設置し、表示すべき内容が分かりやすいものとする。

別表第4（第3条関係）

鉄道の駅と一体として利用される施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 経路	<p>常時一般交通の用に供する経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。</p> <p>ウ 路面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(2) 公共交通機関の施設若しくは道路との間又は床面に高低差がある場合は、(3)に定める構造の傾斜路又は別表第3の1の(3)のウからサまでに定めるほか、次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。</p> <p>ア 籠は、間口150センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、間口は140センチメートル以上、奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視認できる構造であること。</p> <p>オ 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 傾斜路の勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、屋内の場合又は構造上やむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断勾配は設けないこと。</p> <p>エ 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 両側に手すりを設けること。</p> <p>カ 路面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>キ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>ク 色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事により、公共用通路、通路又は踊場と識別しやすいものとする事。</p> <p>(4) 段を設ける場合は、有効幅員（当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は150センチメートル以上で、両側は転落を防ぐ構造とし、別表第3の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。</p> <p>(5) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p>

	<p>ア (3)に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路</p> <p>イ (4)に定める構造の段の上端及び下端に近接する通路</p> <p>ウ 別表第3の1の(3)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路</p> <p>エ 別表第3の2に定める構造の券売機に近接する通路</p> <p>オ 別表第3の3の(2)に定める構造の改札口に近接する通路</p> <p>カ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設した公共交通機関の施設又は道路と接続する部分</p> <p>キ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p> <p>(6)公共交通機関の施設又は道路と接続する部分には、段差を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、(4)に定める構造とすること。</p>
2 便所	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とし、1に定める構造の経路に接続して設置すること。</p> <p>(1) 1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、別表第3の4の(1)アからスまでに定める構造の多機能トイレとすること。</p> <p>(2) 多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、別表第3の4の(2)に定める構造とすること。</p>
3 乗合自動車停留所	<p>乗合自動車停留所を設ける場合は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 車道に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 上屋及びベンチを設けること。</p>
4 タクシー乗降場	<p>タクシー乗降場を設ける場合は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p>(1) 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とし、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(2) 上屋を設けること。</p>
5 案内標示	<p>案内標示(案内板、掲示板及び標識をいう。別表第6において同じ。)は、分かりやすい場所に設置し、高齢者、障害者等が施設及び設備の内容、配置等を正確に認識できるように表示するよう努めること。</p>
6 附帯設備	<p>ベンチ、屋外卓その他の附帯設備を設置する場合は、一般交通に支障がないよう十分配慮し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>

別表第5（第3条関係）
道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
<p>1 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）</p>	<p>歩道等を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、200センチメートル以上とするよう努めること。</p> <p>(2) 横断こう配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 歩道等のすりつけこう配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(4) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(5) 排水溝には、つえ等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>(6) 車道又は自転車道との区分は、縁石、防護さく、植樹帯等により明確にすること。</p> <p>(7) 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とし、かつ、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。</p> <p>イ すりつけ区間と車道と接する部分の間に、長さ150センチメートル以上の水平区間を設けるよう努めること。</p> <p>(8) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さですりつけること。ただし、歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために、中央分離帯で滞留させる必要がある場合には、車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。</p>
<p>2 横断歩道橋及び地下横断歩道（以下「立体横断施設」という。）</p>	<p>高齢者、障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所には、次に定める構造の立体横断施設を設けること。</p> <p>(1) 階段は、回り階段としないこと。</p> <p>(2) 階段、傾斜路及び踊場には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(3) 路面は、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 車いす使用者に配慮したエレベーター又は傾斜路を設けるよう努めること。</p>
<p>3 視覚障害者誘導用ブロック</p>	<p>(1) 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分、立体横断施設の昇降口の部分等の注意を喚起する必要がある箇所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(2) 公共交通機関の施設から別の公共交通機関又は視覚障害者の利用の多い施設へと通ずる歩道等にあつては、進路や施設の案内を行うことが必要である箇所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
<p>4 視覚障害者用信号機</p>	<p>信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合は、視覚障害者用信号機を設置するよう努めること。</p>
<p>5 上屋</p>	<p>バス停留所及びタクシー乗場には、上屋を設けるよう努めること。</p>

別表第6（第3条関係）
公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>公園の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、2の(10)に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(5) 必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(6) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p>
2 園路	<p>主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中で長さ150センチメートル以上、幅180センチメートル以上の水平区間を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車椅子使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。</p> <p>(4) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(6) 必要に応じて、手すりを設けること。</p> <p>(7) 路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(8) 排水溝には、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。</p> <p>(9) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設ける場合は、次に定める構造とし、(10)に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>ア 回り段としないこと。</p> <p>イ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側のみとすることができる。</p> <p>ウ つまづきにくい構造とすること。</p> <p>エ 手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。</p> <p>オ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>カ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(10) 段に代わる傾斜路又は段に併設する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員120センチメートル以上、縦断勾配8パーセント以下とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>ウ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあっては、75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>

	<p>エ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。</p> <p>カ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>キ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(11) 視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(12) 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は 120 センチメートル以上とし、段差は 2 センチメートル以下とし、すりつけ勾配は 8 パーセント以下とすること。</p>
3 便所	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）の便所は、別表第 3 の 4 の（1）アからスまでに定める構造とすること。</p>
4 駐車場	<p>利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車椅子利用者用駐車施設を、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合は当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合は当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上設けること。</p> <p>(1) 幅は 350 センチメートル以上、奥行きは 500 センチメートル以上とし、1 以上の施設は、幅は 370 センチメートル以上、奥行きは 600 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 設置する場所は、1 に定める構造の出入口に近接した水平な場所とすること。</p> <p>(3) 車椅子利用者用駐車施設である旨を見やすい方法で分かりやすく表示すること。</p>
5 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次のように設けること。</p> <p>(1) 案内標示は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。</p> <p>(2) 案内板を設ける場合は、そのうち 1 以上は、1 に定める構造の出入口の付近に設置すること。</p> <p>(3) 掲示板又は標識を設ける場合は、表示された内容が分かりやすいものとする</p>
6 付帯設備	<p>ベンチ、屋外卓その他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>

3.川崎市告示第 272 号

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（平成 9 年川崎市規則第 103 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、利用者が利用する階において利用者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して市長が別に定める階等を次のように定める。

令和 7 年 5 月 23 日

川崎市長 福田紀彦

- 1 規則別表第 2 の 8 の項（1）に規定する市長が別に定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - （1）直接地上へ通ずる出入口のある階であって、利用者の利用に供する便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
 - （2）利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階、利用者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上利用者の利用に供する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

- 2 規則別表第 2 の 8 の項（3）に規定する市長が別に定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、当該数が規則別表第 2 の 8 の項（1）の規定により利用者の利用に供する便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける利用者の利用に供する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該利用者の利用に供する便所の数とする。
 - （1）便所設置階の床面積が 10,000 平方メートルを超え、40,000 平方メートル以下の場合 2
 - （2）便所設置階の床面積が 40,000 平方メートルを超える場合当該床面積に相当する数に 20,000 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

- 3 規則別表第 2 の 8 の項（3）ただし書きに規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - （1）便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を 1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
 - （2）規則別表第 2 の 8 の項（3）本文の規定により便所設置階の利用者の利用に供する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の利用者の利用に供する便所に設ける場合
 - （3）次のア又はイに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該ア又はイに定める場合

ア 男子用の利用者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階当該利用者の利用に供する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、2（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

イ 女子用の利用者の利用に供する便所のみを設ける便所設置階当該利用者の利用に供する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、2（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

（4）床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける利用者の利用に供する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に規則別表第2の8の項（3）本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（（1）に規定する施設が（1）に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の利用者の利用に供する便所及び女子用の利用者の利用に供する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

4 規則別表第2の9の項（1）ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

（1）利用者の利用に供する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（（2）において「利用者の利用に供する機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合

（2）利用者の利用に供する機械式駐車場及び当該利用者の利用に供する機械式駐車場以外の利用者の利用に供する駐車場を設ける場合であって、次のア及びイに掲げる基準に適合する場合

ア 当該利用者の利用に供する機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。

イ 当該利用者の利用に供する機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該利用者の利用に供する機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該利用者の利用に供する機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該利用者の利用に供する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該利用者の利用に供する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該利用者の利用に供する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、規則別表第2の9の項（1）に掲げる場合の区分に応じて定める数以上であること。

（3）建築物の増築又は改築（用途の変更をして規則別表第1の1から4まで、8（（1）から（4）までの施設に限る。）、10、11（（1）から（7）までの施設に限る。）及び13に掲げる公共的施設、

用途面積が 500 平方メートル以上の同表の 8 ((6)から(11)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が 1,000 平方メートル以上の同表の 7 に掲げる公共的施設並びに用途面積が 2,000 平方メートル以上の同表の 9 ((1)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にすることを含む。以下(3)において「増築等」という。)を行う場合であって、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子利用者用駐車施設を利用者の利用に供する駐車場に設ける場合

ア 当該増築等に係る部分に利用者の利用に供する駐車場を設ける場合次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該増築等に係る部分に設ける利用者の利用に供する駐車場に設ける駐車施設の数(当該増築等に係る部分に利用者の利用に供する駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該利用者の利用に供する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(ア)及び(イ)において同じ。)が 200 以下の場合当該駐車施設の数に 100 分の 2 を乗じて得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(イ) 当該増築等に係る部分に設ける利用者の利用に供する駐車場に設ける駐車施設の数 が 200 を超える場合当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に 2 を加えた数

イ 当該増築等に係る部分に利用者の利用に供する駐車場を設けない場合 1

附則

この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。